

【記入例】退職届書
(令和7年7月改定)

地方公務員等共済組合法施行規程92条に基づき、組合員資格を喪失する者は全員が提出する。
例外条件:退職日翌日に都共済の組合員資格が継続する場合提出不要

退職届書

(組合員原票)

退職日時点職員区分 一般・再任用・その他

退職年月日 令和3年3月31日

フリガナ	キョウサイ ジロウ	組合員番号(8桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	△		
組合員氏名	共済二郎	所属機関名	○○局/○○区 ○○部										
生年月日	昭和平成 35年9月6日	基礎年金番号(10桁)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	

1. 退職理由 (以下の①~④の中から一つにチェックする)

該当する理由にチェック

- ① 定年退職 ② 懲戒・分限退職 ③ 死亡退職 ④ その他(①~③以外の理由)

2. 退職後に加入する年金制度の報告

(以下の①~④の中から、退職日翌日に加入する年金制度一つにチェックする)

(その後、再就職等が予定されている場合でも、退職日翌日の事実に基づき選択する)

- ① 国家公務員共済組合

1組合。国家公務員が加入する。就職先は、各省庁等。

- ② 地方職員共済組合

市町村職員共済組合(47組合)、指定都市職員共済組合(10組合)、都市職員共済組合(3組合)、地方職員共済組合(1組合)、公立学校共済組合(1組合)、警察共済組合(1組合)、主に地方公務員が加入する。就職先は、公立病院や公立学校、地方公共団体等。

- ③ 公立学校共済組合東京支部

東京都職員の人事異動により、都共済から公立学校共済東京支部へ転出した場合

- ④ その他

上記の①~③に該当しない場合は全て④を選択する。

例) 国民年金、厚生年金、私学共済組合 等

退職日翌日の事実において判断し、加入年金制度をチェックしてください。

退職日翌日に①~③に該当しない場合は、全て④にチェックしてください。

地方公務員共済組合法施行規程第92条に基づき、上記の通り退職したので届け出ます。

東京都職員共済組合理事長 殿

退職後に郵便物が届く国内の住所を記入
(他の提出物と異なっても良い)(転居予定者は転居後の住所可)

令和3年3月31日

住 所

組合員

本人自署の場合、押印不要。
ゴム印または入力で作成した場合は本人印の押印が必要。

本人が退職日又は退職日から5開庁日内の日付を和暦で記入(死亡退職を除く)

共済二郎

印

以下、本人は何も記入しないこと。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

証明者証明日付(退職日又は退職日から5開庁日内の日付。
(死亡退職を除く。))

所属機関の長 職氏名

印

証明者は、所属機関の長(局長、本部長、市場長、区長、管理者、理事長等)公印を押印すること。

された場合は資格が継続するので除く

<本人向け:記入上の注意>

1 退職届書は、本人が記入し、所属機関の長がこれを証明します。(記入の日付は退職日またはそれ以降の日付となります。)記入にあたり、記入要領を参照してください。

2 本人が記入できない場合(死亡・行方不明等)は、本人自署欄に例)「本人死亡により、担当者にて記入」と記入してください。

3 事務担当者は、この退職届書と同時に以下の書類も提出してください。

「組合員期間等証明書」は例外を除き全員提出する。(例外:死亡退職、退職後に都共済組合員資格が継続する場合/例:一般退職後に再任用フルタイムに任用された場合)

「履歴書(任意様式)」上記2.①、②に該当する場合は提出する。(ただし、都共済の採用から退職までの間で、提出は不要です)

2.③の場合も提出不要です。

最新の様式を使用すること

令和3年1月改訂